しまなみ農業だより

特集

・甘平 ～その６～

10月号に引き続き、令和元年の試験経過をお話しします。

1 令和元年試験のもう一つの重要なポイント

これまで述べてきた令和元年試験ですが、当時、報告書に載せなかったことがあります。

試験開始前の7月、試験樹には非常に多くの果実がなっており、後々の裂果数調査が非常に煩雑になることが予想されました。そこで裂果数調査の負担を少しでも軽減しようと、裂果しそうな奇形、ヘソ開き、スジ果などの不良果実はあらかじめ摘果しておくことにしました。裂果率でいえば、摘果して裂果前の果実数を減らすと分母が小さくなり、むしろ裂果率が上がるのでは？と思いましたが、ピーク時には数十個の裂果を毎日数えることになるのは大変・・と考えたわけです。

この時、摘果の程度と裂果率の関連を意識していたわけではなく、唯々、着果数を減らしておこうとの思いから、摘果前後の果数は調査していませんでした。ただし、比較するために試験列のうち1列だけを無摘果で残していました。当時は、一般には「裂果するから摘果は控えよう」「多潅水をなるべく継続するように」というのが主流でしたから、9月から少量多潅水に移行する時に、あえて無摘果列をそのまま全量潅水を継続する区に設定しました。その結果は、裂果が始まると無摘果列では毎日うんざりするほど膨大な裂果が発生しました。そうです。先月号にも掲載した**図1**の裂果率推移グラフの前半の大きな差は、裂果が始まる前のあら摘果の有無（果実生育期前半の着果数の差）が影響したものと考えられ、後日、あら摘果の重要性を認識するに至りました。

2 裂果前の着果数（推定）

表1に、この試験での樹容積、累積の裂果数、最終の収穫果数、裂果状況を示します。樹容積（B）は春梢の伸長停止、春葉が展開完了し、夏梢が発生し始める前の6月末の状況で、7.5～8.3㎡程度でした。累積裂果数（C）は潅水量100％区（無摘果）では1樹あたり300果を超えて最も多く、最も少なかった潅水量50％区（摘果）でも約100果となりました。最終の収穫果数（D）は同様に66果、57果です。裂果以外の要因で収穫に至らなかった果実があるとは思いますが、影響は小さいのでここでは無視し裂果前の着果数を推定しました。裂果前推定着果数（E）＝累積裂果数（C）＋収穫果数（D）としますと、潅水量100％区（無摘果）は414果、潅水量50％区（摘果）は160果となり、潅水量67％区（摘果）の累積裂果数や推定着果数227果は、それらの中間の値を示していました。

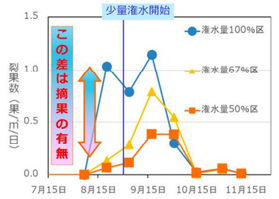


図1　樹容積１㎡・１日あたりの裂果数の推移

表1　令和元年　甘平の初秋季少量多潅水試験での推定着果数・推定裂果率

	(A) 供試樹数（樹）	(B) 6月末樹容積（㎥）	(C) 累積裂果数（果/樹）	(D) 収穫果数（果/樹）	(E) 裂果前推定着果数（果/樹）	(F) 裂果前推定着果数（果/㎡）	(G) 最終着果数（果/㎡）	(H) 最終推定裂果率（%）
潅水量100%区（無摘果）	6	7.51	348.3	66.2	414.5	55.9	8.7	83.8
潅水量67%区（摘果）	8	8.26	171.1	56.0	227.1	27.5	6.9	72.6
潅水量50%区（摘果）	5	8.27	102.4	57.6	160.0	19.8	7.0	61.2

3 摘果の程度（推定）と裂果率

樹容積当たりの裂果前推定着果数（F）では、潅水量100％区（無摘果）は55果、潅水量67％区（摘果）はその約半分の27果、潅水量50％区（摘果）はさらにその30％減の約20果でした。当初の着果数は不明であるものの裂果前の着果量は、潅水量67％区（摘果）に設定した試験樹は潅水量100％区（無摘果）の50％、潅水量50％区（摘果）に設定した樹は同35％の着果量となるまで摘果していたことになります。

最終着果数（G）＝収穫果数は7～9果程度とあまり差はありませんが、最終推定裂果率（H）はそれぞれ83％、72％、61％と、あら摘果し着果数を抑えた方が裂果率を低下させていたことが分かりました。

収穫果数は、あまり差がみられず潅水量100％区（無摘果）のほうが若干多くなっていますが、この収穫果には階級・品質に大きな差がありました。

来月号では収穫果の品質を比較するとともに、適正着果量について考察します。

令和８年度全国統一防火標語
「火の確認　いい日を支える　いい習慣」

秋季全国火災予防運動の実施について



毎年11月９日から15日までの１週間を『秋季全国火災予防週間』と定め、火災への注意が呼びかけられています。これからの季節は、空気が乾燥して火災の発生しやすい気象状況が続きます。火の取り扱いには十分注意し、火災を起こさないように努めてください。



令和８年１月１日から林野火災の防止を目的として「火災予防条例」の改正を行い「林野火災注意報・警報」の運用を開始しています。

林野火災注意報・警報の発令について



愛媛県では「愛媛県林野火災アラート」の運用を行っています。

【林野火災注意報発令基準】
① 乾燥注意報が発表されているとき。
② 最大風速５メートル以上が見込まれるとき。
③ 乾燥注意報発表日を基準に前後１２日間の平均降水量が３ミリ以下となっているとき。
（前10日・当日・後１日）

【林野火災警報発令基準】
① 林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されたとき。
② 気象の状況が火災予防上危険であると認めたとき。

【注意報・警報の周知、広報について】
林野火災に関する注意報・警報を発令した場合は、防災アプリにより周知を行います。
また、火災とまぎらわしい煙等を発する届出の受付時や車両広報時には、たき火等の中止をお願いしますので、ご協力をお願いします。

幼年消防クラブ防火パレードの実施について

各保育所と消防団の合同により、下記のとおり防火パレードを実施しますので、お時間がとれる方は沿道で園児にご声援をお願いします。

【幼年消防クラブ防火パレード日時】

生名保育所　令和８年１１月５日（木）
　場所　保育所から立石港まで
岩城保育所　令和８年１１月６日（金）
　場所　保育所から岩城港まで
弓削保育所　令和８年１１月９日（月）
　場所　保育所から佐島港まで



※時間はすべて１０時～１１時で行います。

令和８年９月出動件数

地区	弓削	生名	岩城	魚島	その他	合計	R8累計
火災	0	0	0	0	0	0	0
救急	27	15	12	0	0	54	359

（令和８年９月30日現在）

【上島町消防署】　☎77-4118
【上島町消防本部消防防災課】　☎77-3166

共に守ろう、大切な人とふるさとを
消防団員**絶賛**募集中！

11月9日は「119番の日」

火災・救急・救助などの緊急時には、**119番**による通報をお願いします。

【119番通報時に伝えて欲しいこと】

①災害の種類
「**火事**」か「**救急**」か、どちらかを伝えてください。

②場所（住所）
消防車や救急車が向かう場所（住所）、建物など目印になるものを伝えてください。

③状況の詳細
「**火事**」・・なにが燃えているのか
（燃えている物、逃げ遅れや負傷者の有無）
「**救急**」・・だれがどうなっているのか
（年齢、性別、怪我や病気の症状など）

④通報者の情報
あなたの名前と連絡先を教えてください。

☆現場が確認でき次第、消防車や救急車は直ちに出動しますので、安全な場所で落ち着いて説明してください。